特定商取引法 訪問購入編 解答

〔設問1〕 勧誘場所

正答:①

法:第58条の4 省令:第1条

省令では、「営業所」、「代理店」、「露店、屋台店その他これらに類する店」、「(略) 一定期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であって、店舗に類するもの」及び「自動販売機その他の設備であって、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」が通常の店舗とみなし得る場所として規定されています。

よって、消費者の家を訪れる場合は通常の店舗とみなしうる場所以外の場所 (営業所等以外の場所) のため、訪問購入にあたりますが、代理店や露店、屋 台での購入は訪問購入にあたりません。

〔設問2〕 勧誘目的の明示

正答:③

法:第58条の5

購入業者は訪問購入しようとするとき、その勧誘に先立って、「氏名又は名称」、「販売契約の締結について勧誘をする目的である旨」及び「物品の種類」を明らかにしなければなりません。会社の営業員が訪問した場合に、営業員の氏名のみ告げることや架空の名称や通称のみを告げることは、「氏名又は名称」を告げたことにはなりません。また、「物品の種類」については、「指輪」や「着物」等、購入業者と消費者の間で認識に齟齬が生じない程度に、物品の具体的なイメージがわかるものでなくてはなりません。よって、「不用品」等では具体的な物品の種類を明示したことにはなりません。

〔設問3〕 飛び込み勧誘

正答:②

法:第58条の6第1項

訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘を要請していない者に対しては、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結についての勧誘又はその勧誘の前提となる勧誘の意思の確認をすることを禁じています。ただし、当該規定は「営業所等以外の場所において」勧誘することを禁止する規定ですので、営業所からの電話等での勧誘行為は規制されません。しかし、購入業者が電話をかけ、訪問して勧誘を行ってよいか否かを積極的に尋ねて消費者から「勧誘の要請」を取り付けるようなケースは、消費者から「勧誘の要請」があったとすることはできません。

〔設問4〕 不招請勧誘

正答:③

法:第58条の6第1項、同条第2項

消費者から査定や見積もりだけの依頼があって訪問した場合に、査定をした上で買取りの話を進めることは、消費者から来訪や査定についての説明を求められた場合でも、「勧誘の要請」があったとすることはできず、不招請勧誘となります。

ただし、査定価格を知った消費者からの契約の申し込みは禁止されておらず、 買取業者はこれを承諾することができます。

また、ある特定の物品について消費者から勧誘の要請を受けて訪問した際に、 その他の物品について勧誘すること又は勧誘を受ける意思の有無を確認することは禁止されています。

〔設問5〕 再勧誘の禁止等

正答:②

法:第58条の6第3項

消費者によって「貴金属は売りません。」という意思表示がなされた場合には、金のネックレスのみならず、貴金属全般について売買契約を締結しない旨の意思が表示がされたと解されます。したがって、金のネックレス以外の貴金属についても勧誘をしてはいけません。また、消費者が「売りたくないです」「関心ありません」「お断りします」「結構です」などと明示的に契約締結意思がないことを表示した場合、当該売買契約の対象となる物品について、その訪問時においてそのまま勧誘を継続することはもちろん、その後改めて訪問して勧誘することや、同一会社の他の勧誘員が勧誘を行うことも法律上禁止されています。

〔設問6〕 迷惑勧誘

正答:②

法:第58条の12第3号 省令:第54条の1

「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて消費者が迷惑を覚えるような方法のことで、実際に迷惑と感じる必要はありません。例えば、正当な理由なく午後9時から午前8時までの間といった不適当な時間帯に勧誘すること、長時間にわたり勧誘すること、執拗に何度も勧誘すること等は、特に相手方がそれを承諾しているケース等を除いてこれに該当します。

〔設問7〕 不実告知

正答:③

法:第58条の10第1項

材質の検査等を行い、根拠を確認した上で事実を告げるのであれば、不実告知にはなりません。しかし、根拠もなく物品の材質等について本当は金であるのにメッキであると事実と異なる説明を行うことは不実告知に該当します。「今だけ特別キャンペーンで高価買取しています。」といって、実際には買取価格が通常の購入価格である場合も、不実告知に該当します。また、売買契約の相手方はクーリング・オフ期間内であれば物品の引き渡しを拒絶することが認められていますので、「契約締結をしたら、すぐに物品を引き渡さないといけない。」等と告げることは不実告知に該当します。

〔設問8〕 書面の交付

正答:③

法:第58条の7、第58条の8 省令:第47条から第50条 購入業者は、契約の申込みを受けたときや契約を締結したときには、特商法及

び省令に規定する事項を記載した書面を消費者に交付する必要があります。

このうち「物品の特徴」は、契約した物品を特定することができると一般的に考えられる程度の記載が必要です。この場合であれば、「茶色の皮ベルト、文字盤の「2」の部分に傷有」と記載するべきです。なお、同一のものであれば「ビーズ 100 個」等まとめて記載できますが、指輪やネックレス、着物等は通常1点ずつ、それぞれ物品の特徴や製造者名等が異なっているため、個別に書面記載事項を作成する必要があります。

〔設問9〕 物品の引渡しの拒絶に関する告知

正答:②

法:第58条の9

購入業者が交付する法定書面(申込・契約書面)に法第58条の15の規定による物品の引き渡しの拒絶に関する事項について記載がある場合であっても、クーリング・オフ期間内に購入業者が現実に物品の引渡しを消費者から受ける際には、本条に基づく告知義務は発生します。なお、単にクーリング・オフ期間内に、契約対象となっている物品の引渡しを拒絶できることを売買契約をした消費者に告げないだけでなく、虚偽の事実を告げた場合も本条の告知義務違反となります。

〔設問10〕 物品の引渡しに関する通知

正答:②

法:第58条の11、第58条の11の2 省令:第52条、第53条

クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合は、消費者には第三者への引渡しに関する事項を通知し、第三者にはクーリング・オフ期間内であることなどを、書面で通知する必要があります。

これは、クーリング・オフ期間内に物品が購入業者から第三者に渡り、加工 等により原型をとどめなくなることなどを防ぎ、クーリング・オフの実効性を 確保するためです。